

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	公立大学の現状と課題—私立大学の公立化の動きを踏まえて—
他言語論題 Title in other language	Current Issues for Public Universities: Considering the Movement of Private Universities to Public Ones
著者 / 所属 Author(s)	東 弘子 (AZUMA Hiroko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 文教科学技術課長
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	891
刊行日 Issue Date	2025-03-20
ページ Pages	59-87
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	経営の安定・定員確保を目的として、私立から公立に移行する大学がある。公立大学の沿革、現状及び公立大学化の事例を概観した上で、地域の高等教育機関として公立大学が果たす役割を整理する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

公立大学の現状と課題

—私立大学の公立化の動きを踏まえて—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
文教科学技術課長 東 弘子

目 次

はじめに

I 公立大学を取り巻く状況

- 1 公立大学の校数・在学者数・財源等
- 2 公立大学の設置者・沿革・制度

II 私立大学の公立大学への移行

- 1 定員割れの大学の状況
- 2 公立大学へ移行した私立大学
- 3 公立大学への移行を検討中の私立大学
- 4 公立大学への移行に至らなかった私立大学
- 5 識者の意見

III 公立大学の役割の再確認と設置者種別を超えた連携

- 1 公立大学に求められる役割とは
- 2 設置者種別を超えた大学間連携

おわりに

キーワード：少子化、大学進学率、公立大学、公立大学法人制度、中央教育審議会、大学等連携推進法人

要 旨

- ① 地方公共団体が設置する公立大学は、地域において高等教育の機会を提供し、また、地域社会での知的・文化的拠点として中心的役割を担うことによって、それぞれの地域における社会・経済・文化に貢献することが期待されている。
- ② 公立大学の校数は平成期に大きく伸び、現在では101校と国公立大学全811校の1割以上を占めている。平成15（2003）年に公立大学法人制度が導入され、およそ9割の大学が公立大学法人により設置・運営されている。
- ③ 少子化の進行等により私立大学を中心に定員割れが発生している。地域における高等教育の受け皿確保や地域活性化を目的として、地方公共団体が設置に積極的に関与した一部の私立大学において、設置者を学校法人から公立大学法人に変更することによって公立大学に移行する事例がある。既に10校以上の私立大学が、大学経営の安定化、入学者確保、定員充足等を目的として公立大学に移行している。さらに、公立大学への移行について地方公共団体と協議中の学校法人が複数あるが、移行に伴う地方公共団体の財政への影響、教育内容の向上、地域への貢献等、移行に当たっては解決すべき課題が山積している。地方公共団体側の検討の結果、公立大学への移行に至らなかった大学もある。
- ④ 文部科学省中央教育審議会は、急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について諮問を受け、令和7（2025）年2月に議論の結果をまとめ、答申した。答申では、高等教育機関全体の規模の適正化の観点から、私立大学の公立化については、安易な移行は避け、地域の人材需要や将来の運営見通しを十分に吟味した上で慎重に検討することを求めるとしている。
- ⑤ 大学の機能強化の面では、大学等連携推進法人制度を活用して、設置者種別を超えた連携の取組が始まっている。少子化により学生数が減少する中で、各大学は時には分担し、時には連携しつつ、学生にとって魅力ある質の高い教育を提供することが望まれる。特に公立大学には、地域における教育機会の確保、地域との連携強化が求められる。

はじめに

大学等の高等教育機関は、多様な教育研究を展開し、社会で活躍する人材の輩出や、社会に変革をもたらす研究成果の創出など、知の基盤としての役割を果たすことが期待されている。大学について言及する際に、公立大学は私立大学との対比で「国公立大学」と国立大学と同じ枠に置かれることもあるが、公立大学には国立大学とは異なる独自の役割があるとされる。平成30（2018）年に文部科学大臣の諮問に対し中央教育審議会（以下「中教審」という。）が答申した「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（以下「グランドデザイン答申」という。）では、公立大学は「設置者である各地方公共団体により（…中略…）地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体现するという役割」を持っており、「それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる」とされている⁽¹⁾。

公立大学は高等教育の受け皿拡大の一翼を担う形で大学数・学生数を増加させてきたが、急速な少子化の進行によって、高等教育機関は全体として規模の適正化を求められる状況にある。また、公設民営あるいは公私協力方式で設置された地方私立大学が、生き残りをかけて公立化した事例や公立化を検討する事例が増えてきており、地方公共団体が設置者であるからこそ果たすべき、果たすことができる役割が改めて問われている。また、一部には国公私立の設置者種別を超えた連携の取組も見られる。

本稿では、大学の中でも公立大学の課題に焦点を当て、Ⅰで基礎的データ、沿革、関係制度等の公立大学を取り巻く状況を確認し、Ⅱで少子化の進行の中で見られる私立大学の公立大学への移行の動き、Ⅲで改めて問われる公立大学の役割と大学等連携推進法人制度の下で始まった設置者種別を超えた大学間連携の取組をまとめる。なお、高等教育機関には大学、大学院のほか、短期大学（以下「短大」という。）、高等専門学校（以下「高専」という。）、専門学校も含まれるが、本稿では主に大学を扱う。

Ⅰ 公立大学を取り巻く状況

公立大学は国立大学と私立大学の谷間にある存在、国公立とひとくくりにされ、国立大学に準ずる存在、大学の自治と地方自治の2つの自治の板挟みとなった存在⁽²⁾とも表現されることがある。一方で、公立大学の校数は平成期に急増した結果、現在では国立大学の校数を上回っており、その存在感を増している。特に地方では、地元の学生の進学先確保の意義が大きいほか、公立大学の半数以上は医療・看護・福祉系の学部を有し高齢化とともに地域に果たす役割がますます大きくなると共に、地方分権が進む中で地方公共団体のシンクタンクとしての機能も高まるとされる⁽³⁾。

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和7（2025）年2月21日である。また、組織名、役職名等は当時のものをそのまま記載する。

(1) 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）p.38. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt_koutou01-100006282_1.pdf>

(2) 田村秀『公立大学の過去・現在そして未来—持続可能な将来への展望—』玉川大学出版部, 2021, p.18.

(3) 高橋寛人『20世紀日本の公立大学—地域はなぜ大学を必要とするか—』日本図書センター, 2009, p.326.

以下では、公立大学の校数・在学者数等の推移、公立大学の財源、公立大学の沿革、公立大学法人制度の概要について確認する。

1 公立大学の校数・在学者数・財源等

(1) 公立大学の校数

令和6(2024)年5月1日現在、我が国の国公私立大学の総数は811校で、その内訳は国立大学が86校、公立大学が101校、私立大学が624校となっている⁽⁴⁾。公立大学の校数は、昭和期には30校台程度で推移していたところ、平成期に入ってから急増し国立大学の校数を超えた⁽⁵⁾。平成期の急増の背景には、短大の4年制大学化、医療系大学の設置、地域の要請など様々な理由があったとされる(12(2)で後述)。令和に入ってから新設や私立大学の公立大学への移行により公立大学の校数は増加し、現在は大学数全体の12.5%を占める。

(2) 公立大学の在学者数等

(i) 在学者数

令和6年(2024)年5月1日現在、大学全体の在学者数(大学院を含む。)は2,949,795人で、そのうち国立大学の在学者数は603,967人、公立大学の在学者数は168,072人、私立大学の在学者数は2,177,756人である⁽⁶⁾。公立大学の校数の増加と共に、在学者数も平成元(1989)年度には約6万人であったものが、約17万人と3倍近く増加したが、大学在学者総数に占める公立大学在学者数の割合は5.7%と少ない。これには公立大学の多くが比較的小規模な単科大学であることが影響している⁽⁷⁾。図1に公立大学の校数、図2に在学者数の推移をまとめた。

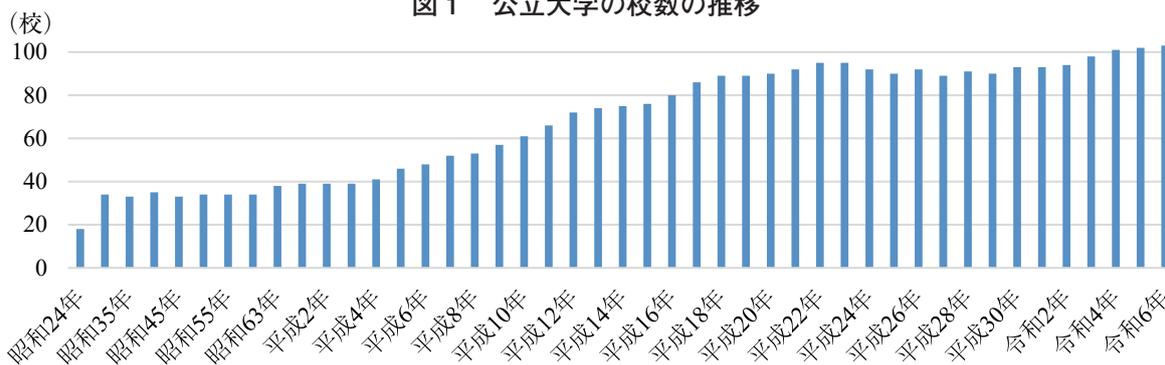
(4) 国公立については募集停止の大学を除く。「公立大学について」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/index.htm> 国立大学は、昭和24(1949)年は68校あったところ緩やかに増加し、平成15(2003)年には100校に達したが、文部科学省が平成13(2001)年6月に「大学(国立大学)構造改革の方針」を表明し、同年11月に「国立大学の再編・統合についての基本的な考え方」を示して各大学に再編・統合について検討を促した結果、医科大学等の単科大学と他の大学との統合が進み、平成20(2008)年以降は86校に落ち着いた。令和6(2024)年10月、東京工業大学と東京医科歯科大学の統合により、国立大学の校数は85校となった。私立大学の校数は、昭和24(1949)年の92校から増加を続け、令和6(2024)年には624校となっている(文部科学省「大学の学校数、在籍者数、教職員数(昭和23年～)」『学校基本調査 年次統計』e-Statウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000031852323>)。

(5) 超えた時期については、平成28(2016)年に、国立大学の校数が86校のところ、募集停止の大学を除いた公立大学の校数が88校となった時点を指すことが多い。

(6) 募集停止大学の学生数を含む。「令和6年度学校基本調査(確定値)について公表します。」2024.12.18. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20241213-mxt_chousa01-000037551_01.pdf>

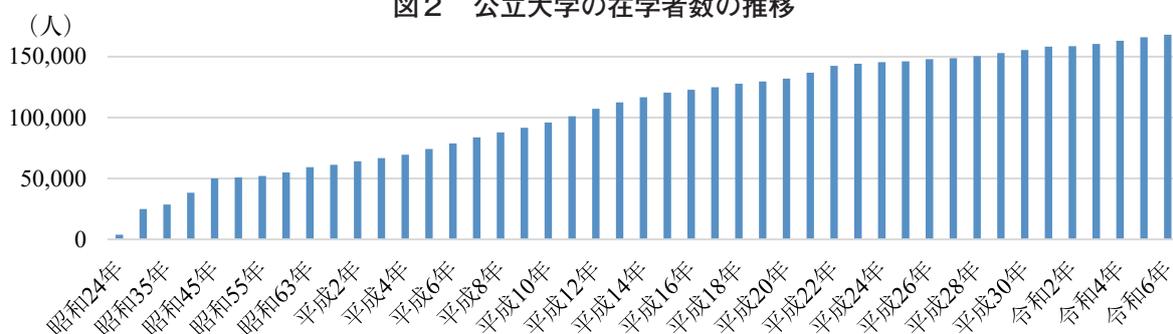
(7) 101校中、5学部以上有するのは、東京都立大学、横浜市立大学、静岡県立大学、愛知県立大学、名古屋市立大学、大阪公立大学、兵庫県立大学、北九州市立大学、長崎県立大学の9校で、およそ半数は1学部だけの単科大学である。『令和5年度公立大学便覧(公立大学の財政)』一般社団法人公立大学協会第3委員会、2024.3, pp.2, 18-21. <<https://www.kodaikyo.org/wordpress/wp-content/uploads/2024/04/0.pdf>> 令和6(2024)年4月に開学した東北農林専門職大学については大学ウェブサイトを参照した。専門職大学とは、平成29(2017)年の「学校教育法」(昭和22年法律第26号)の改正によって新たに設けられた大学の一類型で、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする。

図1 公立大学の校数の推移



(注) 募集停止中の大学を含む。
 (出典) 文部科学省「大学の学校数、在籍者数、教職員数 (昭和 23 年～)」『学校基本調査 年次統計』e-Stat ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000031852323> を基に筆者作成。

図2 公立大学の在学者数の推移



(注) 募集停止中の大学の在学者数を含む。
 (出典) 文部科学省「大学の学校数、在籍者数、教職員数 (昭和 23 年～)」『学校基本調査 年次統計』e-Stat ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000031852323> を基に筆者作成。

(ii) 18 歳人口

我が国では、高等学校卒業後すぐに大学に進学するケースが大半である。よって 18 歳人口の増減は大学進学者数や大学の定員充足率に直接的に影響を及ぼすため、18 歳人口の推移についても確認しておく。18 歳人口は平成 4 (1992) 年に約 205 万人と戦後 2 度目のピークを迎えた後減少に転じ、令和 6 (2024) 年は約 106 万人となっている (図 3)⁽⁸⁾。この先、令和 22 (2040) 年には約 82 万人、令和 52 (2070) 年には約 62 万人にまで減少するとする推計 (出生中位・死亡中位推計) もある⁽⁹⁾。

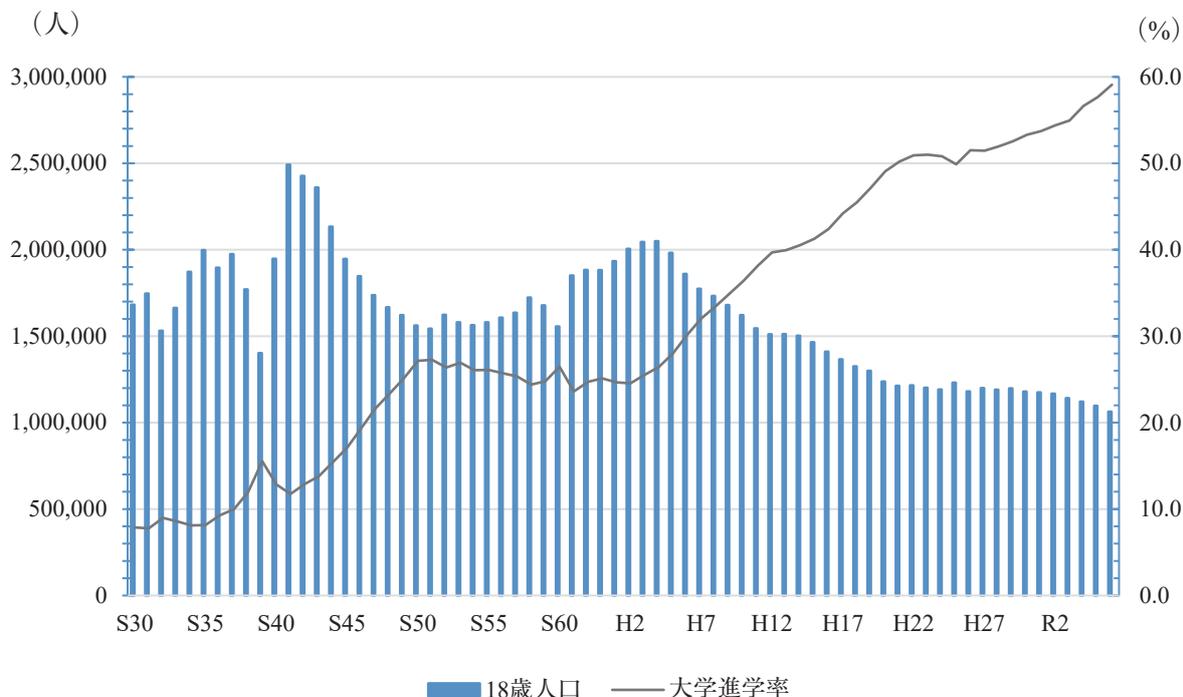
(iii) 大学進学率

戦後、大学進学率⁽¹⁰⁾はおおむね上昇を続け、令和 6 (2024) 年度は 59.1% となった⁽¹¹⁾。文

(8) 文部科学省「高等教育機関への入学状況 (過年度高卒者等を含む) の推移」『学校基本調査 年次統計』e-Stat ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000031852309>
 (9) 国立社会保障・人口問題研究所編『日本の将来推計人口 令和 5 年推計』(人口問題研究資料 第 347 号) 2023.8, pp.154, 156. <https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_ReportALLc.pdf>
 (10) 当該年度の大学入学者数/18 歳人口。高等教育全体の進学率は当該年度の大学・短大・専門学校の入学者、高専 4 年次在学者数の合計を 18 歳人口で割った数字で表し、令和 6 (2024) 年度は 87.3% である。
 (11) 文部科学省 前掲注(8) なお、令和 2 (2020) 年度の比較では、我が国の大学学士課程又は同等レベルへの進学率は OECD 平均とほぼ同水準であるが、オーストラリア、イギリス、韓国、フランス等に比べると低い (『高等教育段階における進学率の国際比較』『関係データ集 令和 6 年 11 月 12 日版』(中央教育審議会高等教育の在り方に関する特別部会 (第 12 回) 参考資料 1) p.(2)-1-4. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20241112-mxt_koutou02-000038707_8.pdf>)。

部科学省は、大学進学率はこの後も微増を続け、令和 22（2040）年には 59.6%、令和 32（2050）年には 60.2% となると推計している。また、これまでは大学進学率が上昇傾向にあることによって 18 歳人口が減少する中でも大学進学者数は増加傾向にあったが、令和 8（2026）年をピークに大学進学者数は減少局面に入ると予測している⁽¹²⁾。

図3 18歳人口と大学進学率



(注) 大学進学率には過年度高卒者等を含む。
 (出典) 文部科学省「高等教育機関への入学状況（過年度高卒者等を含む）の推移」『学校基本調査 年次統計』
 e-Stat ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000031852309> を基に筆者作成。

(3) 公立大学の財源

公立大学の附属病院経費を除く経常経費財源は、学生からの授業料・入学金等の自主財源、地方公共団体からの予算⁽¹³⁾、科学研究費助成事業等の外部資金によって構成されている。公立大学を有する地方公共団体に対しては、大学を設置し管理するための経費が普通交付税額の算定において基準財政需要額に算入される形で措置されており、地方公共団体からの予算には、地方交付税大学分が含まれる⁽¹⁴⁾。よって、公立大学の財源は外部資金を除けば、①授業料等の自主財源、②地方公共団体独自の負担分、③地方交付税大学分の3つによって構成され、このうちどれにどの程度依存しているかによって、公立大学は表1のとおり6つのグループに分類できるとされる⁽¹⁵⁾。

(12) 「大学進学者数等の将来推計について」『関係データ集』同上, p.(5)-1-5.

(13) 後述の公立大学法人立の場合は法人への運営費交付金、地方公共団体直営の場合は当該地方公共団体の内部部局として予算措置される。

(14) 矢田俊文『矢田俊文著作集 第4巻 [上]』原書房, 2019, p.412; 「公立大学の財政」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/detail/1284531.htm> 基準財政需要額は単位費用（学生1人当たりにかかる経費）×学生数×種別補正係数で算出される。種別補正係数は医科系が最も高く、社会科学系が最も低い。なお、地方交付税はその制度の趣旨から地方公共団体の標準経費の補完をなすものであって、公立大学の運営に掛かる経費を直接保証するものではないとされる。

(15) 矢田 同上, pp.412-415.

表1 財源別の公立大学の類型

類型	特徴	該当する大学
地方税中心型	地方交付税大学分が極端に低く、ほとんどを地方公共団体が負担する	財政力指数が高い地方公共団体が設置する大規模大学
国税中心型	地方交付税大学分が比較的高く、地方交付税依存率が高い	看護・保健・医療福祉系の単科大学
地方税・国税依存型	学生数が少なく学生納付金は極端に少ないものの診療等の病院収入による自主財源に加えて、地方交付税大学分の算定単価が高いことから、国の地方交付税経由の比重が高い。また、診療に伴う病院収入もあり、地方公共団体からの支給の比重も高い	単科の医科、歯科大学
授業料依存型	地方交付税大学分の算定単価が低く、地方公共団体の財政力も低いいため、授業料収入に依存する	経済や人文系の単科大学
三財源均衡型	授業料等の自主財源、地方公共団体の負担分、地方交付税大学分が均衡している	中堅規模の地域中核大学。多くは女子大や短大を起源とする
地方税・授業料均衡型	地方公共団体の負担分と授業料等の自主財源が均衡しており、国税依存率が低い	特定の専門分野（芸術系、国際系、理科系）の地域づくり人材育成に力を入れてきた大学

(出典) 矢田俊文『矢田俊文著作集 第4巻[上]』原書房, 2019, pp.412-415 を基に筆者作成。

令和5(2023)年度の公立大学100校(学生募集停止中の学校を除く。)の経常費予算額総額⁽¹⁶⁾3516億円のうち設置者負担額総額は2258億円、自主財源額総額は1258億円で、自主財源額の割合は35.8%となっている。自主財源額の割合は40%前後で推移してきたが、近年減少傾向にある⁽¹⁷⁾。

2 公立大学の設置者・沿革・制度

公立大学と一口に言ってもその設置者は一様ではない。また、私立大学との対比として「国公立大学」などと国立大学と同じ枠組みで言及されることもあるが、財政面等では国立大学法人によって運営される国立大学との相違点も大きい。また、国立が対応しない、あるいは対応が弱い教育分野を積極的に担っているという意味では、補完以上の役割を果たしているとの指摘がある⁽¹⁸⁾。以下、公立大学の設置者・立地、沿革、制度について概観する。

(1) 設置者・立地

公立大学には、地方公共団体が設置する大学と、地方公共団体(複数の地方公共団体による事務組合又は広域連合を含む。)が設立する公立大学法人(I2(3)で後述)が設置する大学がある。設置者別(公立大学法人立の場合は法人設立団体別)に分けると都道府県立、市立、

(16) 経常費予算額は人件費予算額と物件費(教員研究費・管理経費・学生経費)予算額の合計。札幌医科大学等10校は附属病院を有するがその経費は除く。経常費と臨時費(建設費、施設改修費、調査費等の臨時の経費)を合計した大学経費の令和5(2023)年度の総額は4344億円であり、公立大学を設置している地方公共団体の歳出決算額(令和3(2021)年度)合計77兆967億円の0.6%を占める(『令和5年度公立大学便覧(公立大学の財政)』前掲注(7), pp.31-32.)。

(17) [公立大学協会]『公立大学ファクトブック2023』[2024], pp.14-15. <https://www.kodaikyo.org/wordpress/wp-content/uploads/2024/09/20240724_factbook_2023_1.pdf>

(18) 田村 前掲注(2), p.61.

事務組合立、府県・市共同立がある。令和6（2024）年4月現在、都道府県立が63大学、市立が32大学、事務組合立が4大学、府県・市共同立が2大学で、都道府県立が6割以上を占める⁽¹⁹⁾。

立地面では昭和期中頃までは大阪圏に約3割の公立大学が集中していたが、平成期以降全国的な公立大学の設置に伴い地方圏での割合が上昇した。令和6（2024）年4月現在、北海道・東北地区に19校、関東・甲信越地区に22校、東海・北陸・近畿地区に31校、中国・四国地区に17校、九州・沖縄地区に12校設置されている⁽²⁰⁾。都道府県別では北海道（7校）が最多で、広島県（5校）が続き、4校の公立大学が設置されている府県が9ある一方で、1校のみの府県が17ある。また、栃木県、徳島県、佐賀県、鹿児島県の4県には公立大学がない⁽²¹⁾。

(2) 沿革

(i) 戦前期

明治19（1886）年に「帝国大学令」（明治19年勅令第3号）が制定されて以降、国が設立する帝国大学⁽²²⁾だけが大学として存在することを許されてきた。大正7（1918）年に「大学令」（大正7年勅令第388号）が制定されると、北海道及び府県にも大学設置が認められるようになり⁽²³⁾、大正8（1919）年、我が国初めての公立大学である大阪医科大学が大阪府によって設置された。その後、昭和3（1928）年に大学令の一部改正（昭和3年勅令第7号）によって「市」にも大学の設置が認められることになり、同年に大阪市が大阪商科大学を設置するなどして戦前には5校の公立大学が設置された。5校のうち昭和4（1929）年には熊本医科大学が国へ移管、昭和6（1931）年には愛知医科大学と大阪医科大学がそれぞれ官立の名古屋医科大学（後の名古屋帝国大学の母体）と大阪帝国大学医学部に改組され、京都府立医科大学と大阪商科大学のみが公立大学のまま戦後を迎えた⁽²⁴⁾。なお、1940年代には医学専門学校を中心に、地方に多くの公立専門学校が設置されたが、それらの多くは戦後になって大学へと転換した⁽²⁵⁾。

(ii) 戦後から昭和期

昭和21（1946）年に兵庫県立医科大学が発足したのを皮切りに、昭和22（1947）年には福島県立医科大学など7校、昭和23（1948）年には4校が大学令による旧制の公立大学として設置された。昭和22（1947）年3月に「学校教育法」（昭和22年法律第26号）が制定され、大学令が廃止されると、昭和23（1948）年に神戸商科大学が初めての新制公立大学として設

(19) 『令和5年度公立大学便覧（公立大学の財政）』前掲注(7), p.2の数に、令和6（2024）年4月に開学した山形県立の東北農林専門職大学を加えた。

(20) 「公立大学」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/b_menu/link/daigaku2.htm>

(21) 『令和5年度公立大学便覧（公立大学の財政）』前掲注(7), p.28。なお、大阪府には昭和期に大阪女子大学（後に大阪府立大学に統合）、大阪市立大学、大阪市立医科大学（後に大阪市立大学に統合）及び大阪府立浪速大学（後に大阪府立大学に改称）、平成期に大阪府立看護大学（後に大阪府立大学に統合）が開学し複数の公立大学が存在したが、令和4（2022）年に大阪府立大学と大阪市立大学が改組・統合して大阪公立大学となり、1校のみとなった。

(22) 「国家ノ須要ニ応スル」（帝国大学令第1条）人材養成を一義的な目的として設立された大学で、分科大学（法科、医科、工科、文科、理科、農科）と法制上独立の機関である大学院とで構成された（『帝国大学』『大学事典』平凡社, 2018, pp.657-658.）。

(23) 第4条「大学ハ帝国大学其ノ他官立ノモノ外本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ト為スコトヲ得」；第5条「公立大学ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府県ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得」（『官報』第1903号（大正7年12月6日））

(24) 吉川卓治『公立大学の誕生—近代日本の大学と地域—』名古屋大学出版会, 2010, p.4.

(25) 同上, pp.323-325.

置を認められた⁽²⁶⁾。新制大学制度が発足した昭和 24 (1949) 年度の公立大学の校数は 18 校であり、昭和 27 (1952) 年度には 33 校に増え、以後、1990 年度まで約 40 年間にわたり、30 校台で推移してきた⁽²⁷⁾。新設される大学がある一方で、医学や農学といった戦後復興期に緊急性の高い分野の人材養成のために、地方公共団体が設置した公立大学を、国が地方国立大学の中核機関として「移管」させた⁽²⁸⁾ことが、公立大学数の変動が抑えられた要因となっている。

また、公立大学の設置認可は文部省と自治省との協議事項となり、昭和 44 (1969) 年には政令指定都市以外の市町村については 4 年制大学の認可をしない方針を文部省と自治省が取り決める⁽²⁹⁾など、公立大学の設置には国が慎重となる政策が継続した⁽³⁰⁾。市町村レベルだけでなく、都道府県及び指定都市レベルにおいても、自治省の基準により人口 200 万人以下の都道府県では、公立 4 年制大学を 1 校しか設置できない⁽³¹⁾など抑制的な政策が取られ、1970 年代に新たに開学した公立大学は 2 校にとどまった。

1970 年代後半になると、国土庁が中心となり、地域振興のシンボルとして地方への大学誘致が奨励された。「工業（場）等制限法」⁽³²⁾により都市部への大学設置が抑制される中、公立大学は地域と密着して地域の学術文化の振興に果たす役割が大きく大学の地方分散にも効果があるとされた⁽³³⁾。文部省大学設置審議会大学設置計画分科会が昭和 54 (1979) 年 12 月に発表した「高等教育の計画的整備について」の中で、公立大学（短大を含む。）は「前期計画期間中整備が進まない現状にあるが、今後、地域の実情に即した専門職業教育や女子の高等教育の面で適切な整備が積極的に進められることを期待する」⁽³⁴⁾と積極的にその役割を位置付けられた。

(iii) 平成期以降

平成期に入ると公立大学の数は急増し、平成 3 (1991) 年度から平成 11 (1999) 年度までの 9 年間に 27 校の公立大学が開学した。この時期に公立大学が急増したのは、「大学設置基準」(昭和 31 年文部省令第 28 号) の改正等のいわゆる大学改革が進んだこと、18 歳人口急減期を控え、短大から大学への改組転換が進んだこと、地域的課題解決に向けての大学への地域的要請が高まったこと等が有機的に結合したからであったとされる⁽³⁵⁾。

この時期はまた、大学が 18 歳人口に対して「過剰」となり淘汰の時代を迎えたとされる。そうした時期と公立大学が急増した時期が重なる点について、地方の立場から見ると、18 歳人口の減少は地域で育つ若者の減少を意味し、若者の地方からの流出を押しとどめるために、

⁽²⁶⁾ 同上, pp.325-326.

⁽²⁷⁾ 矢田 前掲注(14), p.387.

⁽²⁸⁾ 同上, p.388. 広島医科大学が広島大学医学部へ、島根農科大学が島根大学農学部へといったように、4 校の医科大学と 5 校の農科大学が国立大学に移管された。

⁽²⁹⁾ 文部省大学学術局長と自治省財政局長との間で「公立大学の運営に関する覚書」が交換され、同覚書第 1 項で「今後における公立大学の設置等については、文部省はその認可をする場合においては、あらかじめ、自治省と協議するとともに、とくに指定都市以外の市町村にあっては、既設の学科と密接な関連がある短期大学の学科の増設を除いて、その認可は原則としてしないよう両省は協力して行政指導を行うものとする」とされた。この背景には、自治省が大学設置に伴う地方公共団体の財政への影響を懸念したことがある（公立大学協会 50 年史編纂委員会編『地域とともにあゆむ公立大学—公立大学協会 50 年史—』公立大学協会, 2000, pp.104, 142.）。

⁽³⁰⁾ 義本博司「公立大学に関する高等教育政策について」『IDE—現代の高等教育—』580 号, 2016.5, p.17.

⁽³¹⁾ 高橋寛人『公設民営大学設立事情』東信堂, 2004, p.14.

⁽³²⁾ 「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」（昭和 34 年法律第 17 号）と「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」（昭和 39 年法律第 144 号）の総称。平成 14 (2002) 年廃止。

⁽³³⁾ 義本 前掲注(30), p.17.

⁽³⁴⁾ 『高等教育の計画的整備について』大学設置審議会大学設置計画分科会, 1979, p.13.

⁽³⁵⁾ 公立大学協会 50 年史編纂委員会編 前掲注(29), pp.172-179.

地方において公立大学の設置を促す圧力が高まったためとの分析がある⁽³⁶⁾。

以下で平成期の公立大学増加の要因を確認する。また、文部省以外のものも含め大学整備に関する昭和後期から平成初期までの主な政策の変遷を表2にまとめた。

表2 昭和後期から平成初期までの大学整備に関する主な政策の変遷

	政策	概要
昭和 51 (1976) 年	「高等教育の計画的整備について[前期計画]」(文部省高等教育懇談会)	・大学の新增設を抑制し、地域間の格差や専門分野の不均衡の是正と人材の計画的養成に必要なものに限って拡充する。 ・公立の高等教育機関については、地方財政を理由に年平均 300 人増を目途とし、抑制する。
昭和 52 (1977) 年	「第三次全国総合開発計画」(昭和 52 年 11 月 4 日閣議決定)	大学等の大都市への集中によって地方から若者が流入することが大都市の過密の一因となっていること、全国的に地域格差を形成していることを問題として、大都市圏の大学等の新增設の抑制、大都市圏の高等教育機関の地方移転の促進、地方における大学等の整備の積極的推進を唱える。
昭和 53 (1978) 年	「大学等の地域的適正配置の推進について」(国土庁大学立地検討連絡会議)	・大都市地域の大学の地方への分散・移転とともに、地方における大学の新增設を求める。 ・地域と密着し地域の学術文化の振興に果たす役割の大きい公立大学の新增設は、同時に大学等の地方分散にも効果的であり、地方公共団体に公立大学の建設、運営の意欲を誘導し、必要な助成を行うこと等について検討するとの考えを示す。
昭和 54 (1979) 年	「高等教育の計画的整備について[後期計画]」(文部省大学設置審議会大学設置計画分科会)	・前期計画に引き続き大学等の新增設を抑制する。 ・量的充実よりも質的充実を推進する。
昭和 55 (1980) 年	「学園計画地ライブラリー」開設(国土庁)	大学等の誘致を希望する地方公共団体等から学園計画地に関する資料を収集して、新增設あるいは地方移転を望んでいる大学等の関係者の閲覧に供する。
昭和 59 (1984) 年	「昭和 61 年度以降の高等教育の計画的整備について」(文部省大学設置審議会大学設置計画分科会)	・18 歳人口の急増に対応して、従来の大学定員抑制政策を転換し、地方での大学新增設を推進する。 ・地方における高等教育機関の設置・運営を促進するため、以下の 3 つの方式を示す。 ① 公私協力方式：地方公共団体が学校法人に対して、土地や校舎の提供、経常費の補助を行う。 ② 国公私協力方式：国家的な見地から必要性の高いものについて、地方公共団体が土地と経常費の一部を補助し、国が建物・設備を用意する。 ③ 一部事務組合方式：一地方公共団体では高等教育機関を設置・運営することが困難な場合に、一部事務組合を設けて設置・運営する。
平成 3 (1991) 年	「大学設置基準」(昭和 31 年文部省令第 28 号)の改正	学部名称の自由化を含め、大学設置基準を大綱化する。 これにより、1990 年代半ば以降に新增設された大学は、特色ある学部を設置することができるようになる。
平成 4 (1992) 年	「平成 5 年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」(文部省大学設置・学校法人審議会)	18 歳人口の急減に対応して大学の新增設を抑制する方針を示すが、抑制の例外の取扱いとして、看護職員の養成に資するものであること、首都圏、近畿圏及び中部圏以外の政令指定都市並びにそれに準ずる都市とその周辺地域において、同種の学部、学科等が未設置であるか又は社会的要請に比して著しく少なく、当該地域に設置することが必要と認められるものであること等を挙げる。ただし、抑制の例外に該当する場合であっても、地域により取扱いに差がある。
平成 4 (1992) 年	「平成 4 年度地域福祉推進特別対策事業及び大学・短期大学である看護婦等の養成施設の整備に係る事業の指定について」(通知)(自治大臣官房地域政策室)	保健・医療・福祉分野のマンパワーの養成のため、地方公共団体が設置する大学又は短期大学の施設整備について、地域福祉推進特別対策事業により財源措置を講ずる。

(出典) 高橋寛人『20 世紀日本の公立大学—地域はなぜ大学を必要とするか—』日本図書センター, 2009, pp.202-212, 244-247 等を基に筆者作成。

³⁶⁾ 中田晃『可能性としての公立大学政策—なぜ平成期に公立大学は急増したのか—』学校経営研究会, 2020, pp.96-98.

(a) 看護系大学の新設

平成3（1991）年以降、高齢社会の到来を間近に控え、介護保険制度の具体的検討が進む中、地域社会の要請に応じて、看護学部をはじめとした看護・保健・医療・福祉系の多くの公立大学が新設された。平成4（1992）年度から、公立の看護系大学を設置する際に、その校舎等の施設設備及び用地費について自治省が特別な起債を認め、さらに地方交付税上の優遇措置をとったことも増加の要因となったとされる⁽³⁷⁾。

(b) 短期大学の4年制大学への移行

学生の4年制大学志向、男女共学大学志向が強まる中で、短大の4年制大学への移行も平成期に進んだ。令和5（2023）年4月時点の公立大学100校のうち、短大をルーツに持つものはおおむね40校である⁽³⁸⁾。

(c) 地域の多様な人材育成を目指す大学の新設

大学進学率上昇の中で、地方公共団体は「地域づくり人材の育成」のため、情報社会や国際社会の本格化を見通して、情報系や国際系の学部を擁した公立大学や特定の専門に特化した公立大学の新設を進めた⁽³⁹⁾。情報系、国際系のほかにも芸術系、生活科学系、都市・地域の環境、地域創造など、地域の経済・社会・文化的発展に即した多様な人材育成を担っており、この多様性が公立大学の特徴とされる⁽⁴⁰⁾。

(d) 私立大学の公立化

平成21（2009）年に、高知工科大学が公立大学となったのを皮切りに、公設民営あるいは公私協力方式（後述）で開学した私立大学が公立化する事例が続いた。私立大学の公立化については、関係する公立大学法人制度の導入を（3）で確認した後Ⅱで詳述する。

(3) 公立大学法人制度

公立大学は地方公共団体が設置・管理する大学であるが、平成15（2003）年に「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）が成立し、公立大学を法人化することが可能となった。令和6（2024）年5月1日現在、全101公立大学中91大学（83法人）が公立大学法人により設置・運営されている⁽⁴¹⁾。

公立大学法人制度が導入された背景には、平成11（1999）年以降の国立大学の独立行政法人化の議論がある⁽⁴²⁾。平成15（2003）年に「国立大学法人法」（平成15年法律第112号）が成立し、平成16（2004）年4月1日に全ての国立大学が国立大学法人に移行した。同時に、公立大学の法人化の根拠となる地方独立行政法人法が成立・施行され、新たに公立大学法人を設立するほか、それまで地方公共団体の内部機関であった公立大学を独立した法人格を持つ公立大学法人へと移行させることが可能となった。

公立大学法人となることで、①自主自律的な環境の下での魅力ある教育研究の積極的な展開

⁽³⁷⁾ 高橋 前掲注(31), pp.16-17.

⁽³⁸⁾ 『活力ある公立大学のあり方に関する研究会報告書』活力ある公立大学のあり方に関する研究会, 2023, p.8.

⁽³⁹⁾ 矢田 前掲注(4), p.393.

⁽⁴⁰⁾ 清原正義「公立大学の展望」『IDE—現代の高等教育—』580号, 2016.5, p.5.

⁽⁴¹⁾ 「公立大学について」前掲注(4) なお、公立大学法人は後述のとおり複数の大学を設置することができるため、公立大学法人の数と法人が設置する大学の数は一致しない。

⁽⁴²⁾ 国立大学の法人化については、昭和46（1971）年の中教審のいわゆる46答申をはじめとして長年にわたり議論されてきたが、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）において、「大学の自主性を尊重しつつ大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る」とされた。

(予算・人事等の規制緩和)、②「民間的発想」によるマネジメント、③能力、業績に応じた弾力的な人事システム（非公務員型）、④情報公開、第三者評価による適切な資源配分、社会貢献の増大、といったことが実現されることが期待された⁽⁴³⁾。

国立大学が一律に法人化されたのとは異なり、公立大学については法人化するか否かを設置者が選択することができる。また、公立大学法人の理事長が、当該公立大学法人が設置する大学の学長を兼ねるのが原則であるが、定款で定めるところにより理事長と別に学長を置くことや1法人が複数大学を設置することが設立団体の判断により可能となっており、地方自治の特性に配慮しているとされる⁽⁴⁴⁾。

以下、表3に地方公共団体直営大学、公立大学法人及び国立大学法人の比較についてまとめた。

表3 地方公共団体直営大学、公立大学法人及び国立大学法人の比較

	地方公共団体直営大学	公立大学法人	国立大学法人
法人の設立	—	議会の議決を経て定款を総務大臣及び文部科学大臣が認可 ※地方公共団体が法人化を選択可	各大学法人の設置を法律で規定 ※一律に法人化
役員の任命	学長の任命は設置者の長が行う	理事長＝学長とする（ただし、別に理事長を任命可） 理事長である学長の任命（解任）は選考機関の選考（申出）に基づいて設立団体の長が行う	理事長＝学長とする 学長の任命（解任）は学長選考会議の選考（申出）に基づいて文部科学大臣が行う
運営組織	地方公共団体組織の一部として、組織編成を行う	運営組織を法令で規定（具体的な構成員、審議事項は定款で規定） ※設立団体の裁量に委ねる弾力的な制度設計	運営組織を法令で規定（具体的な構成員、審議事項は定款で規定）
目標・評価	大学運営計画の作成・評価等は設置者である地方公共団体が行う	設立団体の長が中期目標を策定 地方独立行政法人評価委員会が評価（認証評価機関の専門的な評価を踏まえる）	文部科学大臣が中期目標を策定 国立大学法人評価委員会が評価
職員の身分	地方公務員	非公務員型	非公務員型

(出典) 「公立大学法人」制度の概要」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/detail/1284493.htm>; 「自治体直営と公立大学法人による大学運営体制の比較」(第4回諏訪東京理科大学公立化等検討協議会 資料4-1) 茅野市ウェブサイト <<https://www.city.chino.lg.jp/uploaded/attachment/2471.pdf>> を基に筆者作成。

(43) 「公立大学法人」制度の概要」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/detail/1284493.htm>

(44) 中田 前掲注(36), p.15. なお、国立大学法人も令和元(2019)年の国立大学法人法の改正(「学校教育法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第11号))によって、1法人複数大学制(アンブレラ方式)が可能となり、令和2(2020)年4月に名古屋大学と岐阜大学を設置・運営する国立大学法人東海国立大学機構が設立された。

Ⅱ 私立大学の公立大学への移行

少子化により18歳人口の減少が進み、主に私立大学において定員割れが発生している中で、公立大学を含め大学全体の在り方が問われている。その中でも、私立大学から公立大学に移行する動きについては、大学と地方公共団体の当事者間の問題にとどまらない要素がある。Ⅱでは、私立大学の公立大学への移行や移行の検討が進む背景、移行の効果、課題の指摘について確認する。

1 定員割れの大学の状況

これまでは大学進学率の上昇とともに、公立・私立大学の新設が進み、大学全体の入学定員も増加してきた⁽⁴⁵⁾。しかしながら今後は定員未充足や募集停止、経営破綻となる大学が更に生じることが想定される。定員未充足の問題は主に私立大学において進行しており、日本私立学校振興・共済事業団が取りまとめた「私立大学・短期大学等入学志願動向」によると、令和6(2024)年5月1日時点で、集計対象の598大学のうち入学定員充足率が100%未満の学校は354校で、全体の59.2%を占める。これは同事業団が調査を開始した平成元(1989)年度以降、最も高い割合となった。また、入学定員充足率が50%未満の大学は43校と過去最多となっている⁽⁴⁶⁾。

定員割れしている大学の多くは短大から4年制大学に改組転換した大学で、ほかには地方公共団体や地域の経済団体などの協力によって公私協力方式(Ⅱ2(1)で後述)で開設された私立大学でも定員割れが生じているという⁽⁴⁷⁾。定員割れの大学が学生募集を回復させるのは非常に困難で、ほかに大きな財源を持つ等の特別な強みがない限り、100校前後の大学が遠くない将来に退場することは避けられないとの見方もある⁽⁴⁸⁾。

また、文部科学省の調査によると、令和6(2024)年度入学者の大学入試において、全国の大学の募集定員が62万5118人であったのに対し、入学者数は61万3453人と、募集定員の方が入学者数よりも1万人以上多かったことが判明した⁽⁴⁹⁾。国全体として大学の定員が過剰な中で少子化が進めば、定員はまず国公立大学、都市部の大規模大学から埋まる形になり、地方の中小の私立大学が最も深刻な打撃を受けている⁽⁵⁰⁾との声もあり、大学全体での規模の最適化が求められる状況にある。

(45) 校数・学生数の伸びについてはⅠ1のとおり。なお、公立・私立大学を設置する場合には「学校教育法」(昭和22年法律第26号)、「私立学校法」(昭和24年法律第270号)の規定により文部科学大臣の認可が必要で、文部科学大臣は認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会に諮問しなければならない。また、文部科学大臣が行う大学設置認可の準則として、大学として具備すべき基本的要件(定員に関する規定を含む。)について定める「大学設置基準」がある(「大学設置認可制度の概要」文部科学省ウェブサイト<https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1368423.htm>;「大学設置基準」『大学事典』前掲注22, pp.598-599.)。

(46) 『私立大学・短期大学等入学志願動向 令和6(2024)年度』日本私立学校振興・共済事業団, [2024], p.33.<<https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouR6.pdf>>

(47) 小川洋『消えゆく「限界大学」—私立大学定員割れの構造—』白水社, 2017, pp.54-55.

(48) 同上, p.210.

(49) 「令和6年度国公立大学入学者選抜実施状況」2024.11.27. 文部科学省ウェブサイト<https://www.mext.go.jp/content/20241120-mxt_daigakuc02-000038880_1.pdf>

(50) 河村小百合「「私立大学の過半が定員割れ」が示唆するわが国の課題」『Viewpoint』2024.1.17, p.5. 日本総研ウェブサイト<<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/viewpoint/pdf/14738.pdf>>

2 公立大学へ移行した私立大学

平成 21（2009）年の高知工科大学の公立大学法人への設置者変更を皮切りに、私立大学が公立大学に移行する事例が出てきている。背景には、18 歳人口の減少に加え、将来の就職に有利と思われる国立大学や大都市の私立大学への進学志向がもたらす地方私立大学の志願者数減少、それが引き起こす大学経営の不安定化がある⁽⁵¹⁾。これまでに公立大学に移行した大学は、公設民営大学として発足したものや、地域における進学先の確保、人材供給、産業活性化に資する等の目的で地方公共団体が誘致し、土地・資金の提供といった支援を行う公私協力方式で開学した大学が大半である。公立大学法人制度の導入により、地方公共団体が主体となり地域貢献を目的として誘致し、開学した私立大学の設置者が学校法人の形態にとどまる必要性が乏しくなり、公立大学法人との線引きが曖昧になったとの指摘もある⁽⁵²⁾。

以下では公設民営大学や公私協力方式による私立大学の開学経緯を確認した後、個別の公立化に向けた事例を概観する。

(1) 公設民営大学・公私協力方式とは

「公設民営大学」は法令上の用語ではなく一様な定義はないが、地方公共団体が主体となって大学設置を計画し、設置経費の全てを公費で賄って設置され、運営は民間で行う私立大学を公設民営大学と呼ぶことについては異論がない⁽⁵³⁾とされる。また、公設民営大学という用語が定着したのは昭和 59（1984）年以降であるが、このような方式により開学した大学はそれ以前も存在していた⁽⁵⁴⁾。

公私協力方式は、文部省大学設置審議会大学計画分科会の報告書「昭和 61 年度以降の高等教育の計画的整備について」において、「地方公共団体が土地や校舎等の建物及び設備の一部を現物または資金で準備する」「地方公共団体は学校法人に対し、経常費の一部を補助する」協力方式と説明されている⁽⁵⁵⁾。

1990 年代から 2000 年代の初めにかけて、全国で公設民営大学が設置された。地方公共団体が公設民営大学を設置した理由としては、大きく分けて、①私学の誘致が実現しなかったという消極的選択の結果、②公立大学ではなく公設民営大学の方が弾力的で地域に開かれた運営ができるとの考えからの積極的選択⁽⁵⁶⁾の結果、③旧自治省の方針によってそもそも政令指定都市以外の市町村単独による公立大学の設立が不可能であったこと（I 2（2）（ii）参照）の 3 つがある。

(51) 松野弘「なぜ、地方私立大学は公立化を急ぐのか」『季刊教育法』205号、2020.6、p.102。志願者数減少による大学経営の不安定化の要因としては、大学の財政的基盤のせい弱体化、大学のカリキュラムの魅力度や教授陣の知名度が大都市の私立大学と比べて相対的に低いこと、大学の立地条件が悪く交通アクセスがよくないことなどが挙げられている。

(52) 栗田秀隆「事業報告 人口減少期における地方立地・小規模大学の課題—公私協力方式大学を中心として—」『山陽小野田市立山口東京理科大学紀要』2号、2019、p.74。

(53) 高橋 前掲注(31)、p.4。

(54) 村田鈴子「公私協力方式に関する一考察—「公設民営方式」の場合—」『教育行財政研究』30号、2003.3、p.85。

(55) 大学設置審議会大学設置計画分科会「昭和 61 年度以降の高等教育の計画的整備について—報告—昭和 59 年 6 月 6 日」『大学資料』92号、1984.10、p.15。

(56) 私学は建学の精神に基づく独自の教育を行うことを目的とし、その自主性が尊重されているのは公立とは異なる教育理念で教育を行おうとする私人の教育の自由を認めているからである、地方公共団体が設置後の経常費負担の回避や学校経営上の柔軟性のために便宜的に私立大学の制度を用いるのは制度の趣旨に反すると、積極的に公設民営大学を選択することに疑問を呈する意見もある。高橋 前掲注(31)、p.25。

地方公共団体が設置した公設民営大学を運営する学校法人の理事には、知事、市長又は地方公共団体の部課長などの関係者が加わっていることが特徴的である。これによって地方公共団体と学校法人との継続的な関係が担保され、地方公共団体の意向が大学に反映されやすく、大学側もまた援助を受けやすい⁽⁵⁷⁾。公立大学と比較した公設民営大学の強みとして、経営努力を積極的に行い、経営の効率化や学生サービスの向上が果たされやすい、予算執行や意思決定に際して行政手続にしばられず臨機応変に対応できること等が挙げられている⁽⁵⁸⁾。また、公私協力方式や公設民営により多くの私立大学が新設されたことについて、大学の定員割れやいわゆる全入(大学入学希望者総数と大学入学定員総数が等しくなること)を早める原因ともなっているとの見解もある⁽⁵⁹⁾。

(2) 移行例

これまで、12校の私立大学が公立大学法人への設置者変更によって公立大学に移行した。表4に公立大学に移行した例について、旧大学開設時の地方公共団体との関係をまとめた。旭川市立大学⁽⁶⁰⁾以外は、前身大学が公設民営大学又は公私協力方式によって開学した私立大学である。

(3) 公立大学に移行した大学の志願倍率・定員充足率

私立大学が公立大学への移行を希望する大きな理由として志願者数、学生数の確保がある。表5に公立化した大学の公立化前年と公立化初年度、令和5年度の入学志願倍率、入学定員充足率をまとめた。一部の大学では公立化を見越して前年度から志願倍率が上がる現象が見られたが、それでも公立化した全ての大学において公立化初年度は前年度に比べて入学志願倍率が大きく上昇した。公立化後は、年数の経過とともに入学志願倍率は落ち着く傾向にある。なお、令和5年度入試の公立大学全体の確定志願倍率は5.6倍であった⁽⁶¹⁾。入学定員充足率を見ると、公立化前年度は一部の大学で充足しない状況であったところ、公立化初年度には全て満ち、おおむねその状態は続いている⁽⁶²⁾。ただし、志願倍率が上昇すると入試の難易度も上がって地域内入学率が下がり、公立大学が持つ地域の大学という役割に疑問が生じる場合もある(Ⅱ5(2)で後述)。

⁽⁵⁷⁾ 同上, p.21.

⁽⁵⁸⁾ 同上, p.26.

⁽⁵⁹⁾ 村田 前掲注⁽⁵⁴⁾, p.85.

⁽⁶⁰⁾ 令和5(2023)年に旭川市立大学となった旭川大学について、旭川市議会が設置した旭川大学の市立化等調査特別委員会の報告書には、「民設民営の大学を公立化するという性質的にも大きな政治判断が求められる案件である」「公設民営、公私協力ではない私立大学を公立化することは容易ではない」との意見が出された旨記載があり、旭川大学は民設民営であると認識の下で公立化の検討がなされたと考えられる。なお、同特別委員会は計24回にわたり開催されたが賛否が割れ意見集約は見送られた。「旭川大学の市立化等調査特別委員会調査報告書」2019.3.15. 旭川市ウェブサイト <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/council/6400/6440/d066970_d/fil/daigakutyousa.pdf>

⁽⁶¹⁾ 「令和5年度国立大学入学者選抜確定志願状況」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20230123-mxt_daigakuc02-000027730_01.pdf>

⁽⁶²⁾ 名桜大学では平成22(2010)年の公立化後、入学定員充足率を満たしてきたが、公立化後14年目になる令和5(2023)年度に初めて1倍を下回った。

表4 私立大学から公立大学に移行した例

公立化年	大学名 (所在地)	設立 団体	旧大学名等	旧大学の開設形式
平成 21 年	高知工科大学 (高知県香美市)	高知県	高知工科大学(平成 9 年開学)が 公立大学法人へ設置者変更	公設民営大学 高知県が 250 億円負担
平成 22 年	静岡文化芸術大学 (静岡県浜松市)	静岡県	静岡文化芸術大学(平成 12 年開学) が公立大学法人へ設置者変更	公設民営大学 静岡県が 260 億円、浜松市が 100 億円負担
平成 22 年	名桜大学 (沖縄県名護市)	北部広域 市町村圏 事務組合	名桜大学(平成 6 年開学)が公立 大学法人へ設置者変更	公設民営大学 沖縄県が 10 億円、名護市が 53 億円、その他 11 市町村が 3 億円 負担
平成 24 年	公立鳥取環境大学 (鳥取県鳥取市)	鳥取県・ 鳥取市	鳥取環境大学(平成 13 年開学)が 公立大学法人へ設置者変更	公設民営大学 鳥取県及び鳥取市が 100 億円ず つ負担
平成 26 年	長岡造形大学 (新潟県長岡市)	長岡市	長岡造形大学(平成 6 年開学)が 公立大学法人へ設置者変更	公設民営大学 新潟県が 25 億円、長岡市が 75 億円負担
平成 28 年	福知山公立大学 (京都府福知山市)	福知山市	成美大学(平成 12 年開学の京都創 成大学が平成 22 年に名称変更)が 公立大学法人へ設置者変更	公私協力方式 福知山市が新校舎建設工事費等 に 27 億円支援
平成 28 年	山陽小野田市立 山口東京理科大学 (山口県山陽小野 田市)	山陽小野 田市	山口東京理科大学(平成 7 年開学) が公立大学法人へ設置者変更	公私協力方式 昭和 62 年、小野田市(現・山陽 小野田市)、宇部市、山口県から の要請を受け東京理科大学山口 短期大学開設。平成 7 年に 4 年 制大学へ改組転換
平成 29 年	長野大学 (長野県上田市)	上田市	長野大学(昭和 41 年開学の本州大 学が昭和 49 年に名称変更)が公立 大学法人へ設置者変更	公設民営大学 塩田町(現・上田市)が大学用 地(約 10 万坪)と設立資金 7000 万円を拠出
平成 30 年	公立諏訪東京理科 大学 (長野県茅野市)	諏訪広域 公立大学 事務組合	諏訪東京理科大学(平成 14 年開学) が公立大学法人へ設置者変更	公私協力方式 地元公共団体と産業界が土地と 建物を準備して、学校法人東京 理科大学を誘致
平成 31 年	公立千歳科学技術 大学 (北海道千歳市)	千歳市	千歳科学技術大学(平成 10 年開学) が公立大学法人へ設置者変更	公私協力方式 千歳市が 78 億円負担 ^(注)
令和 4 年	周南公立大学 (山口県周南市)	周南市	徳山大学(昭和 46 年開学)が公立 大学法人へ設置者変更	公私協力方式 徳山市(現・周南市)議会の 大学誘致議決を経て開学
令和 5 年	旭川市立大学 (北海道旭川市)	旭川市	旭川大学(昭和 43 年開学の北日本 学院大学が昭和 45 年に名称変更) が公立大学法人へ設置者変更	—

* 全て 4 年制大学の事例を掲載し、短大が 4 年制大学への移行とともに公立化した例(公立小松大学)は除外した。公立に移行した大学は全て地方公共団体直営ではなく、公立大学法人による運営である。

(注) 設置経費の全額ではないが大半を千歳市が支出した上で新しく学校法人を設立し、かつ公設民営を標ぼうしている点で、広義の公設民営大学と捉える見方もある。高橋寛人『20 世紀日本の公立大学—地域はなぜ大学を必要とするか—』日本図書センター、2009、pp.217, 280-281。

(出典)『公立大学便覧』; 高橋寛人『公設民営大学設立事情』東信堂、2004、pp.8-9; 鳥山亜由美「私立大学の公立大
学化—その背景と過程—」『公共政策志林』5号、2017.3、p.127 及び大学ウェブサイトを基に筆者作成。

表5 公立化した大学の志願倍率・定員充足率の動向

大学名	公立化前年度		公立化初年度		令和5年度	
	志願倍率	定員充足率	志願倍率	定員充足率	志願倍率	定員充足率
高知工科大学	1.6倍	0.92倍	12.6倍	1.13倍	4.4倍	1.10倍
静岡文化芸術大学	8.7倍	1.20倍	11.9倍	1.13倍	4.6倍	1.11倍
名桜大学	1.2倍	0.83倍	2.7倍	1.03倍	2.4倍	0.97倍
公立鳥取環境大学	1.7倍	0.81倍	10.0倍	1.07倍	4.3倍	1.07倍
長岡造形大学	1.8倍	1.04倍	5.7倍	1.07倍	4.9倍	1.13倍
福知山公立大学	1.5倍	0.72倍	33.4倍	1.16倍	3.6倍	1.05倍
山陽小野田市立山口東京理科大学	7.4倍	1.82倍	23.0倍	1.11倍	7.3倍	1.08倍
長野大学	2.4倍	1.12倍	10.0倍	1.21倍	5.2倍	1.06倍
公立諏訪東京理科大学	5.3倍	1.22倍	7.9倍	1.14倍	5.2倍	1.03倍
公立千歳科学技術大学	5.0倍	1.16倍	10.9倍	1.05倍	4.7倍	1.13倍
周南公立大学	1.2倍	0.65倍	7.7倍	1.23倍	9.7倍	1.22倍
旭川市立大学	2.9倍	1.10倍	5.0倍	1.03倍	同左	

(注1) 志願倍率は、入学志願者数を募集人員で割った数。

(注2) 定員充足率には入学者数を入学定員で割った入学定員充足率と、在籍者数を収容定員で割った収容定員充足率があるが、上記では入学定員充足率を示した。

(出典)「私立大学の公立化に際しての経済上の影響分析及び公立化効果の「見える化」に関するデータ」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/1412396.htm> を基に筆者作成。

3 公立大学への移行を検討中の私立大学

大学や地方公共団体の発表、報道等によると、現在、さらに以下の5校の私立大学が公立化を検討している。

(1) 東北公益文科大学

東北公益文科大学は、平成13(2001)年に公設民営大学として山形県酒田市で開学した。開学に当たり、山形県が83億円、酒田市、鶴岡市ほか12町村が67億円を負担したほか、慶應義塾大学がノウハウ面で支援を行った⁽⁶³⁾。公益学部のみを設置して特色ある活動を行ってきたが、入学者数が減少する中、経営基盤の安定と機能強化を目的に山形県等と公立化に向けた協議を進め、令和6(2024)年8月8日、学校法人東北公益文科大学と山形県、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町及び遊佐町とで、公立化及び機能強化に関する基本合意書を締結した。運営費交付金については、国から地方財政措置として交付される額を上回る部分を、山形県が55%、2市3町が45%の割合で負担するという⁽⁶⁴⁾。同年10月21日には、令和8(2026)年4月1日の公立化を目指し、第1回公立大学法人設立準備委員会が開催された⁽⁶⁵⁾。

(2) 千葉科学大学

千葉科学大学は、平成16(2004)年に、銚子市の要請を受けた学校法人加計学園により公

⁽⁶³⁾ 高橋 前掲注(31), pp.9, 82-84.

⁽⁶⁴⁾ 「東北公益文科大学の公立化及び機能強化に関する基本合意書」山形県ウェブサイト <<https://www.pref.yamagata.jp/documents/31550/kihongouisyo.pdf>> 公立化に当たっては、公立大学法人を設立し新法人に設置者変更を行うこととしている。

⁽⁶⁵⁾ 「第1回公立大学法人設立準備委員会議事概要」[2024.10.21.] 山形県ウェブサイト <https://www.pref.yamagata.jp/documents/43117/241021_gijigaiyo.pdf>

私協力方式によって開学した。誘致に当たり、銚子市は加計学園に約 10ha の市有地を無償貸与し、建設費 77 億 5000 万円を助成した⁽⁶⁶⁾。

令和 5 (2023) 年 11 月 15 日、銚子市は加計学園から「千葉科学大学の公立大学法人化に関する要望書」が提出されたことを明らかにした。市としては千葉科学大学が永続することを望むものの、公立大学に移行した場合も市の財政負担が生じないこと、市からの支出は国の地方交付税交付金の範囲内で賄うことを基本に、客観的なデータを基に公立化の可否を慎重に判断していく考えを示した⁽⁶⁷⁾。

銚子市は千葉科学大学公立大学法人化検討委員会を設置し、同委員会は令和 6 (2024) 年 4 月から 8 月まで 5 回にわたり検討した結果を答申として取りまとめた⁽⁶⁸⁾。同委員会は市の財政負担を考慮し、千葉科学大学は私立大学として運営が継続されることが望ましく、加計学園に経営努力による運営継続や他の学校法人への事業譲渡等を検討することを求めつつも、私立大学としての存続が難しい場合は閉学を避けるための必要措置として、一定の条件を満たせば銚子市が公立大学法人を設置し、千葉科学大学を公立大学に移行することが可能であるとした。同委員会が条件として示したのは、大学規模と入学定員の見直し、銚子市が学校法人に対し公立大学の安定的な運営に必要な金融資産の移行を要請・協議すること、地域のシンクタンク（研究拠点）となるセンターを設置・運営すること等の 7 つである。銚子市長は同年 10 月の定例記者会見で、千葉科学大学が留学生を数多く受け入れていることに触れ、公立大学となると市民の理解が得にくい、留学生が多い状況では地元のニーズがなく公立化は難しいとの見解を示した⁽⁶⁹⁾。

(3) 九州看護福祉大学

九州看護福祉大学は、平成 10 (1998) 年に公設民営大学として、熊本県玉名市で開学した。開学に当たり、熊本県が 16 億円、玉名市が 20 億円、玉名市周辺の 1 市 10 町が 11 億円を負担したほか、12 億円の寄付金が寄せられた⁽⁷⁰⁾。

令和 6 (2024) 年 1 月、同大学を運営する学校法人熊本城北学園から玉名市に対し「九州看護福祉大学の公立大学法人化の検討について（要望）」が提出された。公立化の要望の理由として、大学側は 18 歳人口の減少といった私立大学を取り巻く厳しさのほか、開学時に公立大学法人制度があれば、当然公立大学として設置されていたと考えられる点を挙げている⁽⁷¹⁾。玉名市は学識経験者、医療関係者、教育関係者等の外部委員で構成する「九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会」を設置し、令和 7 (2025) 年 1 月 31 日に第 1 回委員会を開催した⁽⁷²⁾。

⁽⁶⁶⁾ 「大学誘致とその後の経緯」（第 1 回千葉科学大学公立大学法人化検討委員会 資料 5）2024.4.14. 銚子市ウェブサイト <<https://www.city.choshi.chiba.jp/content/000044916.pdf>>

⁽⁶⁷⁾ 「臨時記者会見概要」2023.11.15. 銚子市ウェブサイト <https://www.city.choshi.chiba.jp/shisei/page010356_00010.html>

⁽⁶⁸⁾ 「千葉科学大学公立大学法人化に関する検討結果について（答申）案」銚子市ウェブサイト <<https://www.city.choshi.chiba.jp/content/000048833.pdf>>

⁽⁶⁹⁾ 「留学生が多い状況「公立化は難しい」千葉科学大巡り銚子市長」『朝日新聞』（千葉版）2024.11.5.

⁽⁷⁰⁾ 高橋 前掲注(3), p.284.

⁽⁷¹⁾ 「本学の公立大学法人化に向けた要望書を提出しました」2024.3.6. 九州看護福祉大学ウェブサイト <<https://www.kyushu-ns.ac.jp/news/1268030/>>

⁽⁷²⁾ 「第 1 回玉名市九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会を開催します」2025.1.30. 玉名市ウェブサイト <<https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/133/31661.html>>

(4) 長浜バイオ大学

長浜バイオ大学は、平成 15（2003）年に、公私協力方式により滋賀県長浜市で開学した。大学創設費 70 億 7 千万円のうち、滋賀県が 18 億円、長浜市が 18 億 7 千万円を負担した⁽⁷³⁾。

令和 4（2022）年 5 月、同大学を運営する学校法人関西文理総合学園から長浜市に「地域社会と時代の要求に呼応した長浜バイオ大学の包括的改革」が提出され、提案内容の中に公立大学法人化が含まれていた⁽⁷⁴⁾。大学と長浜市は、令和 5（2023）年 7 月に大学改革検討チームの設置を発表し、協議を始めたが、地域への還元を含む将来ビジョンの策定が必要との考えを示す市と、最短で令和 7（2025）年 4 月の公立化を目指す大学とで溝があると報じられた⁽⁷⁵⁾。同年 12 月、長浜バイオ大学は、企業、行政と連携し産業界や地域の課題解決のためのイノベーション・エコシステムを構築することを目指した「長浜バイオ大学産学連携人材育成コンソーシアム」を発足させ、長浜市も参画することとなった。これについては、コンソーシアム発足により同大学の公立化の実現は遠のいたとの受け止めもある⁽⁷⁶⁾。

(5) 美作大学

岡山県津山市にある美作大学は、大正 4（1915）年設立の津山高等裁縫学校をルーツとする。昭和 42（1967）年に前身の美作女子大学が開学し、平成 15（2003）年に男女共学化した⁽⁷⁷⁾。食物学科等の 3 学科から構成され、地域社会の暮らしを支える人材育成への特化をうたっている。

令和 6（2024）年 1 月 29 日、同大学を運営する学校法人美作学園は、大学が永続的に発展継承されるためには津山市と一体となった公立化が望ましいと、津山市に対し美作大学の公立化に関する要望書を提出した⁽⁷⁸⁾。なお、市が設置した有識者会議が市内の教育機関を取り巻く環境の変化や現状について整理し、求められる人材や教育機能の在り方について令和 3（2021）年に取りまとめた報告書において、美作大学を公立化する場合に整理すべき課題として、強みや経営戦略と整合する学科等の新設や改組、事業継続性の検討、短期・長期の施設整備・維持コストの精査、教職員の雇用制度等が挙げられている⁽⁷⁹⁾。

4 公立大学への移行に至らなかった私立大学

学校法人側が公立大学への移行を要望したものの、移行には至らなかった例もある。

⁽⁷³⁾ 「長浜バイオ大学の設立の過程と目的」長浜市ウェブサイト <<https://www.city.nagahama.lg.jp/cmsfiles/contents/0000012/12759/konnwakaiseitsumeisiryoo.pdf>>

⁽⁷⁴⁾ 「地域社会と時代の要求に呼応した長浜バイオ大学の包括的改革」長浜バイオ大学, 2022.5.6, p.2. 長浜市ウェブサイト <<https://www.city.nagahama.lg.jp/cmsfiles/contents/0000012/12759/houkatsutekikaikaku.pdf>>

⁽⁷⁵⁾ 「公立化目指す長浜バイオ大市と協議かみ合わず」『日本経済新聞』（近畿版）2023.10.7.

⁽⁷⁶⁾ 「長浜バイオ大学との今後の連携について」長浜市ウェブサイト <<https://www.city.nagahama.lg.jp/cmsfiles/contents/0000012/12759/202412iinkaisiryoo.pdf>>; 「長浜バイオ大学再建へ連携 滋賀銀行など 10 法人」『日本経済新聞』（電子版）2024.12.10. <<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF102MG0Q4A211C2000000/>>

⁽⁷⁷⁾ 「大学案内」美作大学ウェブサイト <<https://mimasaka.jp/about/overview/message/>>

⁽⁷⁸⁾ 「美作大公立化津山市へ要望 学校法人が提出」『朝日新聞』（岡山版）2024.2.4.

⁽⁷⁹⁾ 中・高等教育機能のあり方に関する有識者会議「中・高等教育機能のあり方に関する有識者会議報告書」2021.1.26. 津山市ウェブサイト <<https://www.city.tsuyama.lg.jp/common/photo/free/files/13860/202101261531450164153.pdf>> 有識者会議は、人口減少の状況、中・高等教育機関が都市の拠点性の維持に不可欠な機能を有すること等を踏まえ、教育的観点のみならずまちづくりの観点からも検討するために、令和 2（2020）年に開催された。

(1) 新潟産業大学

新潟産業大学は、昭和 63（1988）年に前身の新潟短期大学を 4 年制大学に改組再編する形で公私協力方式により新潟県柏崎市で開学した。開学時に新潟県が 6 億円、柏崎市が 22 億円、刈羽郡の町村（高柳町、小国町、西山町、刈羽村）及び三島郡出雲崎町が 1 千万円を負担したほか、平成 6（1994）年の学部増設の際に新潟県が 2 億 5 千万円、柏崎市が 4 億 5 千万円を負担した⁽⁸⁰⁾。

平成 26（2014）年 11 月、学校法人柏専学院は、運営する新潟産業大学の公立大学法人化に関する要望書を柏崎市に提出した⁽⁸¹⁾。これを受けて、平成 29（2017）年に柏崎市は新潟産業大学の公立大学法人化の可能性について委託調査を実施した⁽⁸²⁾。調査会社が同年 8 月に柏崎市に提出した報告書は、大学の存続には、大規模な財政支援が必要なこと、教職員・教育体制の面では「魅力あふれる選ばれる大学」を目指す方向性に妥当性はあるが、実現可能性が低いこと、学生の観点では大学に対する満足度が入学時の期待を超えられていないことなど、多くの課題があることを明らかにした⁽⁸³⁾。その上で公立大学法人化により入学志願者を獲得できても、それは一時的に市場の期待を受けたにすぎず、期待に応えられない学校は失望され早晩市場での競争力を失うと指摘し、大学には改革プランの精度を高めることを求め、柏崎市には実効性が見込まれるプランの策定を公立大学法人化の条件とすることが妥当と提言した。

報告書の提出後、柏崎市長は平成 30（2018）年度の施政方針において、議会全員協議会の議論を踏まえ、公立大学法人化の要請を受けることはできないと結論付けたと明らかにした⁽⁸⁴⁾。

(2) 姫路獨協大学

姫路獨協大学は昭和 62（1987）年に、公私協力方式により兵庫県姫路市で開学した。開学に当たり、姫路市が大学用地 5 万坪と 50 億円を学校法人獨協学園に提供したほか、市民からも 10 億円の募金が寄付された⁽⁸⁵⁾。

令和 3（2021）年 5 月、獨協学園は姫路市に「姫路獨協大学の公立大学法人化に関する要望書」を提出した⁽⁸⁶⁾。これを受け、姫路市は市長の附属機関として学識経験者等によって構成する「姫路獨協大学在り方審議会」を設置した⁽⁸⁷⁾。審議会は同年 8 月から令和 4（2022）年 2 月まで 5 回にわたって会議を開催した結果、姫路獨協大学は引き続き私立大学として存続していくこと

80) 出井信夫「公民連携・PPP の新潮流」『新潟産業大学人文学部紀要』18 号, 2007.2, p.51.

81) 「新潟産大の公立大学法人化要望 運営法人、定員割れ続き柏崎市に」『朝日新聞』（新潟版）2014.12.18.

82) 新潟県柏崎市総合企画部企画政策課「新潟産業大学公立大学法人化可能性調査業務委託公募型プロポーザル実施要項」2017.4.（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11385357/www.city.kashiwazaki.lg.jp/kikaku/sangyo/documents/jisshiyoukou.pdf>>

83) 株式会社エデュース「新潟産業大学公立大学法人化可能性調査報告書」2017.8, pp.9, 18, 23. 柏崎市ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11385357/www.city.kashiwazaki.lg.jp/kikaku/kyoiku/kyoiku/daijingu/documents/houkokusyo.pdf>>

84) 「平成 30 年度施政方針」p.17. 柏崎市ウェブサイト <<https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/material/files/group/7/h30hoshin.pdf>>

85) 高橋 前掲注(3), p.213.

86) 学校法人獨協学園「姫路獨協大学の公立大学法人化に関する要望書」（第 1 回姫路獨協大学在り方審議会 資料 3）2021.5.14. 姫路市ウェブサイト <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000018/18304/05_himejidokkyou_oubousyo.pdf>

87) 「姫路獨協大学在り方審議会条例（令和 3 年 6 月 29 日姫路市条例第 30 号）」（第 1 回姫路獨協大学在り方審議会 資料 1）姫路市ウェブサイト <https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000018/18304/03_himejidokkyou_shingikai_jyourei.pdf>

が望ましいと答申した。その理由として、自主的な運営改善に向けた取組が不十分なこと、市が大学運営に関するノウハウを有しないこと、近隣私立大学への影響、多額の経費負担等を挙げている⁽⁸⁸⁾。答申を踏まえ、同年4月28日に、姫路市長は獨協学園に公立大学法人化は困難と回答した⁽⁸⁹⁾。

5 識者の意見

私立大学の公立大学への移行については、肯定的な声がある一方、課題を指摘する声も多く見られる。

(1) 肯定的意見

「公立大学」というブランドを掲げること、設置する地方公共団体に交付される地方交付税の増額によって授業料を抑えることが可能となり、志願者の増加と入試の偏差値上昇の好循環が期待できる、地域に若者が増えれば彼らの消費行動やにぎわいが地域活性化につながる⁽⁹⁰⁾とのメリットを訴える声は公立大学への移行を推進する側に多く見られる。教育の質の向上に大学と地方公共団体が責任を持ち、特色ある大学ができるのを歓迎する見方もある⁽⁹¹⁾。

また、私立大学に比べて相対的に所得が高くない家庭から多くの学生を受け入れてきた実績が公立大学にはあり、近年では国立大学に進学する家庭の経済水準が私立大学の家庭と同程度か場合によってはそれを超えるような状況になっている中で、高等教育におけるセーフティーネットとしての公立大学の役割は高まっており、地域社会の合意が得られれば私立大学の公立化も一定程度は進むのではないかと⁽⁹²⁾との意見もある。

(2) 課題の指摘

私立大学の公立化については財政、学生納付金（授業料・入学料）の設定、教育内容・質保証、地域への貢献・説明責任の面で様々な課題が指摘されている。

(i) 財政

公立大学の財源には I 1 (3) で確認したとおり、地方交付税が大きく寄与している。公立大学の数が増えることは、地方交付税の基準財政需要額における大学分が増加することを意味し、個別の公立大学に対する所要額が減少することが考えられる⁽⁹³⁾、公立大学が増えることにより地方交付税の額が増すことはない⁽⁹⁴⁾と、財源の確保について懸念する声がある。また、公立大学化は少子化で縮小著しいパイを、税金を投入して奪い合うことにほかならず、税金は大学に行かない人も納めることからすれば、大学の経営に対する税投入を少子化による人口減少に逆行する形で増やしていくことは不公平との指摘もある⁽⁹⁵⁾。

88 「姫路獨協大学の在り方について（答申）」（令和4年2月19日姫路獨協大学在り方審議会）姫路市ウェブサイト <<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000020/20169/toshinsho.pdf>>

89 「姫路獨協大学「公立化は困難」清元市長が回答」『朝日新聞』2022.5.3.

90 小林良彰・岸洋子「比較検討シリーズ 事業別自治体財政需要（第171回）公立大学法人化—上田市の事例—」『地方財務』817号, 2022.7, pp.159-160; 金城正英「公設民営大学の公立大学化の動向—名桜大学の事例から—」『UED レポート』2018.夏, p.39.

91 清原 前掲注(40), p.5.

92 田村 前掲注(2), p.165.

93 同上, p.152. 基準財政需要額の算定については前掲注(14)のとおり。

94 公立大学協会『未来マップのための16の課題—時代をLEADする公立大学—』2018, p.18.

95 河村 前掲注(50), p.3.

公立化した大学に交付された運営費交付金額、自己収入率、公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト、地域住民1人当たりの負担額を表6にまとめた。各大学の自己収入率は40%弱から約80%までとなっており、地域住民1人当たりの負担年額は千円未満から約4万円までと幅があるが、地域で公立大学を運営するには相応のコストが掛かっている。

表6 公立化した大学の経営に関する主な指標

大学名	運営費交付金	自己収入率 (注1)	公立大学法人の業務運営 に関して住民等の負担に 帰せられるコスト(注2)	地域住民1人当 たりの負担額(注3)
高知工科大学(注4)	4,447,090 千円	36.8%	5,871,501 千円	8.7 千円
静岡文化芸術大学	1,573,624 千円	36.5%	2,190,444 千円	0.6 千円
名桜大学	1,971,161 千円	39.5%	1,966,528 千円	15.2 千円
公立鳥取環境大学	856,707 千円	48.7%	1,275,565 千円	2.4 千円
長岡造形大学	866,107 千円	52.4%	1,051,348 千円	4.1 千円
福知山公立大学	537,763 千円	56.0%	818,006 千円	10.8 千円
山陽小野田市立山口東京理科大学	1,594,483 千円	42.9%	2,349,712 千円	39.3 千円
長野大学	276,391 千円	80.4%	273,339 千円	1.8 千円
公立諏訪東京理科大学	1,272,539 千円	38.3%	1,404,552 千円	7.36 千円
公立千歳科学技術大学	869,942 千円	51.2%	1,180,739 千円	12.1 千円
周南公立大学	223,411 千円	74.2%	658,164 千円	4.8 千円

* 表に記載の金額は全て令和4年度の年額。旭川市立大学（令和5（2023）年度公立化）はデータがないため除外。
 (注1) (自己収入等－試算見返運営費交付金等戻入－資産見返寄附戻入) / (運営費交付金＋自己収入等－試算見返運営費交付金等戻入－資産見返寄附戻入)
 (注2) 損益計算書における費用相当額から運営費交付金に基づく収益及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除したもの（「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A第9章」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/04093001/014/009.htm>）。
 (注3) 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストを人口で割ったもの。
 (注4) 運営費交付金等は高知県公立大学法人が運営する高知工科大学、高知県立大学、高知短期大学の3校分。
 (出典) 「私立大学の公立化に際しての経済上の影響分析及び公立化効果の「見える化」に関するデータ」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/1412396.htm> を基に筆者作成。

(ii) 学生納付金の設定

公立化すると授業料は私立大学時よりも低額となり、入学料については多くの公立大学が地域内入学者の入学料を低く設定している。各大学の入学料、授業料等を表7にまとめた。

授業料は11校が「国立大学の授業料その他の費用に関する省令」（平成16年文部科学省令第16号）において国立大学の授業料の標準額とされている535,800円と同額としている。入学料は423,000円から250,000円まで幅があるが、10校において地域内外で入学料に差を設けているほか、福知山公立大学では入学料は一律とするものの地域内の学生に入学還付支援金の形で還付を行っている。なお、「地域内」のカバー範囲が広域か否か、大学の立地など様々な要因が影響すると考えられるが、全般に公立化後は地域内入学者率が低くなる傾向がある⁽⁹⁶⁾。

⁽⁹⁶⁾ 名桜大学の地域内は沖縄北部12市町村（名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村）のみが該当するが、入学者の半数以上が沖縄県内出身者である。同様に公立千歳科学技術大学の地域内は千歳市となるが、北海道内出身者が入学者の約9割を占める。

表7 公立化した大学の入学料・年間授業料・地域内入学率

大学名	入学料		年間授業料	地域内入学率	
	地域外	地域内		公立化前	令和5年度
高知工科大学	300,000円	150,000円	535,800円	52.3%	26.2%
静岡文化芸術大学	366,600円	141,000円	535,800円	79.8%	41.4%
名桜大学	250,000円	125,000円	535,800円	18.8%	13.3%
公立鳥取環境大学	282,000円	188,000円	535,800円	43.5%	23.4%
長岡造形大学	282,000円	141,000円	535,800円	8.4%	8.1%
福知山公立大学	282,000円 ^(注)		535,800円	16.7%	2.4%
山陽小野田市立山口東京理科大学	282,000円	141,000円	535,800円	1.9%	5.4%
長野大学	423,000円	282,000円	580,000円	13.4%	7.8%
公立諏訪東京理科大学	282,000円		535,800円	4.1%	2.6%
公立千歳科学技術大学	282,000円	141,000円	535,800円	4.0%	3.0%
周南公立大学	282,000円	141,000円	535,800円	3.8%	8.2%
旭川市立大学	300,000円	210,000円	535,800円	62.3%	45.9%

(注) 福知山公立大学は入学者又は本人の配偶者若しくは本人の一親等の尊属が入学の日の1年前から引き続き福知山市に住所を有する場合、入学金の1/3(94,000円)を還付するとしている。

(出典) 入学料・授業料については各大学ウェブサイト、地域内入学率については「私立大学の公立化に際しての経済上の影響分析及び公立化効果の「見える化」に関するデータ」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/1412396.htm> を基に筆者作成。

地域内枠の入学料を適用する要件としては、入学する学生又は配偶者若しくは一親等の親族が、地域内に6か月前又は1年前から居住していることとする大学が大半である⁽⁹⁷⁾。なお、地域内外で別の入学料を徴収することは公立大学においては一般的であり、令和5(2023)年度の文部科学省の学生納付金調査結果によると、地域内外同額としているのは、上記の公立諏訪東京理科大学のほか、札幌医科大学、長野県看護大学、愛知県立大学、愛知県立芸術大学とごく少数である⁽⁹⁸⁾。

入学料に地域内外で差を設けることについては、国立大学が県内、県外出身にかかわらず同一としている点に比べ透明性に欠けるとの指摘がある⁽⁹⁹⁾。また、公立大学化により授業料を安くすることについては、ある程度の規模の学生を確保しなければ大学経営は厳しくなり地方公共団体の財政状態を悪化させる要因にもなりかねない⁽¹⁰⁰⁾、低廉な学費に惹かれて他地域の学生が流入し、地方公共団体が何に対して財政を投入していることになるのか疑問、大元は国税による支援を受けた公立大学と少額の補助金が措置される私立大学では学費に差が生じ、それが結果的に私立大学の定員割れにつながる⁽¹⁰¹⁾といった指摘がある。

⁽⁹⁷⁾ 名桜大学では上記に加え、入学者の最終出身高校が沖縄本島北部に所在している場合も対象としている。

⁽⁹⁸⁾ 「2023年度学生納付金調査結果(大学昼間部)」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/detail/20240328-ope_dev03-1.pdf>

⁽⁹⁹⁾ 佐藤龍子「公立大学研究の複雑さと困難性—公設民営大学(私立大学)の公立大学法人化を例として—」『静岡大学教育研究』11号, 2015.3, p.141. <<https://doi.org/10.14945/00009266>>

⁽¹⁰⁰⁾ 松野 前掲注(51), p.103.

⁽¹⁰¹⁾ 小出秀文「公立大学に関する一考察—高等教育政策の構造的な大転換(パラダイムシフト)の視点から—」『IDE—現代の高等教育—』580号, 2016.5, p.42.

(iii) 教育内容・質の保証

公立大学化に当たっては、改めて大学設置認可を経る必要がないという課題があるとされ、公立大学設置時の質保証システムが「公立大学化」においては働かない⁽¹⁰²⁾点を問題視する声がある。また、公立大学化した大学は、カリキュラムも教員も公立化前と変わらないケースがほとんどであるにもかかわらず公立大学化により志願率が上がり定員の充足ができたと評価をされては、教員や職員の改革へのモチベーションが低下するとの意見や⁽¹⁰³⁾、地域特性を反映した学部構成にすることや、行政や地域企業と連携して大学の独自色を打ち出すようなカリキュラムを作り出すことが不可欠⁽¹⁰⁴⁾との意見もある。

(iv) 地域への貢献・説明責任

公立大学が地域における高等教育機会の提供、地域の課題解決に向けた教育・研究の推進を基本的ミッションとしている一方で、公立大学化により志願倍率が上昇し、地域内入学者率が大きく減少した大学があり、大学側も受験者が全国に広がり、地元の学生が入りにくくなったことは課題であるとしている⁽¹⁰⁵⁾。

また、そもそも公立大学の運営費の流れが分かりにくい上、議論不足のまま私立大学が公立大学法人になっていると問題視する声もある⁽¹⁰⁶⁾。多額の税金を使う以上、当該地方公共団体内の有識者や当該大学内関係者だけでなく、高等教育の研究者や地方行財政の専門家等を入れて議論するなどして、地方公共団体内だけで完結せずもう少し広く説明責任を果たすべきであるとの指摘がある⁽¹⁰⁷⁾。個別の私立大学が公立大学化するかどうかの判断は地方公共団体とその住民に委ねられているが、公立大学化によって私立大学等経常費補助金を上回る国費の投入が想定されることから、その在り方については広く国民的なコンセンサスを得ていく必要がある⁽¹⁰⁸⁾といった声もある。

私立大学関係者からは、私立大学の公立大学化によって使命の本質を見失っていないか、真に地方創生に貢献するのかとの疑問も呈されている⁽¹⁰⁹⁾。

Ⅲ 公立大学の役割の再確認と設置者種別を超えた連携

少子化の進行、大学進学率の高止まりといった現状を踏まえ、大学、特に公立大学は今後どのような方向性を進むことが求められるのであろうか。公立大学に求められる役割に関する中教審の議論、設置者種別を超えた大学間連携の状況を通して確認する。

⁽¹⁰²⁾ 公立大学協会 前掲注(94), p.18.

⁽¹⁰³⁾ 本間政雄「急速に進む少子化の中で生き残りをかけた大学経営とは？」『大学マネジメント』20巻2号, 2024.5, p.5.

⁽¹⁰⁴⁾ 小林・岸 前掲注(90), p.169.

⁽¹⁰⁵⁾ 「増える経営難私大の公立化“延命策”の懸念」『Wedge ONLINE』2020.8.6. <<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/20240>>

⁽¹⁰⁶⁾ 佐藤 前掲注(99), p.142.

⁽¹⁰⁷⁾ 同上

⁽¹⁰⁸⁾ 大槻達也「私立大学公立化の現状と課題—公設民営型からの転換を中心に—」『桜美林大学研究紀要総合人間科学研究』第4号, 2024.3, p.282.

⁽¹⁰⁹⁾ 「地方私大からの政策提言 私大の公立化への疑問 新潟工科大学学長長谷川彰」『教育学術新聞』2015.11.4.

1 公立大学に求められる役割とは

(1) 中教審での議論

令和5(2023)年9月、盛山正仁文部科学大臣は中教審に対し、急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について諮問した。諮問内容は、平成30(2018)年のグランドデザイン答申を前提としつつそれ以降の社会的、経済的な変化を踏まえ、①2040年以降の社会を見据えた高等教育が目指すべき姿、②今後の高等教育全体の適正規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方、③国公私の設置者別等の役割分担の在り方、④高等教育の改革を支える支援方策の在り方の4つである⁽¹¹⁰⁾。諮問を受けて、中教審大学分科会は高等教育の在り方に関する特別部会(以下「特別部会」)を設置して議論を重ね、令和7(2025)年2月、阿部俊子文部科学大臣に「我が国の「知の総和」向上の未来像—高等教育システムの再構築—」(以下「令和7年答申」という。)を答申した⁽¹¹¹⁾。

(2) 中教審令和7年答申

令和7年答申の内容は多岐にわたるが、以下では主に地域における大学の役割等、公立大学に関係する内容を確認する。

(i) 公立大学に求められる役割

令和7年答申では、学生への経済的支援については国公立の区別なく全てを対象としていること、国公立を通じた競争的資金の充実による研究大学の機能強化を図っていることなどから、それぞれに期待される役割や機能を明確に分けることは難しくなっていると前提を述べている⁽¹¹²⁾。そのうえで、公立大学に求められる役割として、「設置者である地方公共団体の規模や地域の実態、それぞれの設置目的に応じて、今後、当該地方公共団体が講じる各種政策の実現に向けた人材の受入れ・養成、各地域の社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含めた教育・研究の推進とともに、地域の高等教育へのアクセス確保、地域活性化の推進、行政課題の解決といった役割を担ってきた。引き続き、地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究を行っていくことが期待される」⁽¹¹³⁾としている。

このうち、地域の高等教育へのアクセス確保については、グランドデザイン答申でも「地域における学修者からのアクセスの機会を確保するために、地域の高等教育機関が一定の規模を確保していくことが必要となる」⁽¹¹⁴⁾とされていたが、令和7年答申では見出しレベルで取り上げ、具体的方策が示されるなど取扱いが大きくなっている。

(ii) 規模の適正化

高等教育全体の規模の適正化については、全ての高等教育機関が決して他人事ではないという認識を強く持ち、自らの強み・弱みや外部環境等を適切に把握して、少子化を踏まえた適正な規模の在り方について検討を進めることが重要であり、検討結果を踏まえて、学部・学科の

⁽¹¹⁰⁾ 「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」(中央教育審議会大学分科会 高等教育の在り方に関する特別部会(第1回)資料3-1)2023.11.29. 文部科学省ウェブサイト <<https://www.mext.go.jp/content/20231129-koutou02-000033024-5.pdf>>

⁽¹¹¹⁾ 中央教育審議会「我が国の「知の総和」向上の未来像—高等教育システムの再構築—」2025.2.21. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20250221-mxt_koutou02-000040400_1.pdf>

⁽¹¹²⁾ 同上, p.53.

⁽¹¹³⁾ 同上, p.54.

⁽¹¹⁴⁾ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」前掲注(1), p.34.

再編、地域内外の高等教育機関との連携等を進めていくことが求められる⁽¹¹⁵⁾とした。

(iii) 私立大学の公立化

私立大学の公立化については踏み込んだ記述が見られ、「地方公共団体や議会において私立大学の公立化が真に地域に貢献するものとなるか検討が行われるとともに、将来的に見込まれる経営見通しや財政負担の「見える化」が進められている。私立大学の公立化については、引き続き安易な設置は避ける必要があり、地方公共団体においては、地域の人材需要や将来の運営の見通し等も十分に吟味するなど、慎重に検討することが求められる⁽¹¹⁶⁾」としている。

(3) 識者の意見

公立大学の設置者が地方公共団体であることに由来する地域に密着した独自の役割や留意点については、中教審以外にも各所で言及されてきており、そのうちの幾つかを確認する。

地方公共団体と関係が近いのはメリットでもあるが、大学に対する財政的支援が首長や議会の政策、地方公共団体の財政状況によって左右されやすいという不安定さがあるとされる⁽¹¹⁷⁾。

令和7年答申で地域の高等教育へのアクセス確保が公立大学に求められる役割の1つとして明記されたとおり、入学する学生の側から見ると、地方の若者にとって遠方に行かずとも地元で高等教育を受けられるという点が一番のメリットとなる。これはまた、地域に若年層を囲い込みたい、呼び込みたいという地域の要望と表裏一体の関係にある。また、都市部と地方で大学への進学機会の格差が大きくなってきており、公立大学には高等教育の受け皿としての役割が求められ、地方の進学需要への期待は高い。ただし、少子化の中で地域のニーズに答えられなければ公立大学も立ち行かなく可能性はあり、公立大学を設置するには目的や費用対効果、将来的な見通しを明確にする必要があるとの声もある⁽¹¹⁸⁾。

このほか、大学を作れば学生がやってくるという時代はとうに終わったが、都市部の大学が本格的に手を付けていない「スキマ産業」のジャンルはまだ多く残されている、その大学でしか学べないオンリーワンの特色が必要で、地方大学が生き残るにはそれが1つの道になる⁽¹¹⁹⁾との指摘もある。また、少子化の中で限られた受験生を各大学が取り合うのではなく、社会課題を解決することによって持続可能な経済や社会に大学として貢献し存在意義を果たすことの必要性を説く意見もある⁽¹²⁰⁾。

(115) 中央教育審議会 前掲注(11), pp.38-39.

(116) 同上, p.39.

(117) 植草茂樹・江端新吾「大学マネジメント最前線(第15回)先端分野の人材育成や認証評価機関 地域と歩む公立大学の可能性を探る」『先端教育』21号, 2021.7, pp.93-94.

(118) 「検証:少子化でも増える公立大 地方自治体「若者流出歯止め」」『毎日新聞』2024.3.23. 令和3(2021)年には三条市立大学、静岡社会健康医学大学院大学、芸術文化観光専門職大学、叡啓大学と4校の公立大学が新たに開学した。

(119) 平田オリザ・中根正義「INTERVIEW 地方大学はどうする?平田オリザ学長兵庫県公立大学法人芸術文化観光専門職大学オンリーワンの特色が必要「大きなスキマ」はまだまだある」『エコノミスト』99巻39号, 2021.10.26, p.78.

(120) 「学長インタビュー 公立大学法人高崎経済大学水口剛学長・副理事長 サステナビリティ経営を実現し持続可能な社会の構築に貢献する」『文部科学教育通信』522号, 2021.12.27, p.5.

2 設置者種別を超えた大学間連携

(1) グランドデザイン答申

令和7年答申では、高等教育機関の機能強化の観点から設置者の枠を超えた大学間の連携、再編・統合・縮小、撤退の議論を避けることはできない状況であり、意欲的な改革を行う大学等への支援の強化、機関間の連携の促進等の取組が重要であるとされた⁽¹²¹⁾。平成30(2018)年のグランドデザイン答申においても、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有すると同時に教育研究機能の強化を図るための具体的な方策として、国立大学の1法人複数大学制の導入(I2(3)で前述のとおり導入済)、私立大学の連携・統合の円滑化と合わせて、国公立の枠組みを超えた大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設について触れられていた⁽¹²²⁾。なお、大学間連携については、グランドデザイン答申以前からも、単位互換協定を結んで学生が他大学で授業を受け修得した単位を卒業要件として認定すること、初年次教育、語学や基礎的教育、資格試験講座などを複数大学が共同で開講すること、施設等を共同で運営すること等によって、コストカットをしつつ質の高い教育を提供できるよう、大学間のつながり、協力体制の強化が図られてきた⁽¹²³⁾。以下では、グランドデザイン答申後の大学間連携の取組状況について確認する。

グランドデザイン答申を受けて、地域における高等教育のグランドデザインの実現を目指し、国立大学法人山梨大学と公立大学法人山梨県立大学は、令和元(2019)年12月18日に一般社団法人「大学アライアンスやまなし」を設立した。大学アライアンスやまなしは、学修者本位の教育の実現とその成果の発信、地域や社会のニーズに応える教育研究の充実を図り、山梨大学と山梨県立大学両者の強みや特色をいかした連携協力を行っていくことを目指したものである。両大学の学長の危機感の共有のほか、山梨県のサポートが連携構想を促進させたという。理系に強い山梨大学と文系に強い山梨県立大学の特色をいかしながら、具体的な連携の在り方としては①教育資源の相互提供、②共同教育事業、③機能強化に向けた運営・業務の効率化が構想された⁽¹²⁴⁾。また大学アライアンスやまなしの設立は、後の大学等連携推進法人の制度化を見越したものであった。

(2) 大学等連携推進法人制度の導入

令和3(2021)年2月、「大学設置基準等の一部を改正する省令」(令和3年文部科学省令第9号)により大学設置基準が改正され、大学等連携推進法人制度が創設された。これは大学が他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組むことが求められる中、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人を、大学等連携推進法人として認定する仕組みである⁽¹²⁵⁾。また、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、他大学が開設し

(121) 中央教育審議会 前掲注(III), p.36.

(122) 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」前掲注(1), p.23.

(123) 野田恒雄『日本の大学、崩壊か大再編か—財務の視点から見えてくる大学の实態と将来—』明石書店, 2016, p.168.

(124) 清水一彦「大学等連携推進法人の設立によって目指す新たな大学の姿—大学アライアンスやまなしの取り組み—」『リクルートカレッジマネジメント』38巻3号, 2020.5・6, pp.30-31.

(125) 「大学等連携推進法人について(概要)」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20210226-koutou01-000011127_003.pdf> 国公立の枠を超えた大学再編につながるこの新法人が、将来的には経営破綻した大

た連携開設科目を自大学で開設したものとみなす特例措置が設けられた⁽¹²⁶⁾。

大学アライアンスやまなしは、令和3（2021）年3月29日に初の大学等連携推進法人として認定された。認定に伴う教学上の特例措置を活用した連携事業は、令和3（2021）年度に教養教育分野を中心に連携開設科目を開設することで始まり、令和4（2022）年度には連携開設科目を増やし、全学共通科目に対する連携開設科目の割合は両大学ともに3分の1に達したという⁽¹²⁷⁾。連携推進法人の成果としては、大学間連携を基軸とした大学改革マインドが醸成されたこと、地域連携や地域人材養成に係る取組強化のために設置されたセンターを中心に相互の連携強化や地域連携プラットフォームの構築が進められたこと、大学間連携事業により捻出された資源の再投資（戦略的配分）による大学機能の強化が実現されつつあることが挙げられている⁽¹²⁸⁾。

大学アライアンスやまなしに続き、現在8つの一般社団法人が大学等連携推進法人として認定されており、そのうち、やまぐち共創大学コンソーシアム、熊本地域大学ネットワーク機構、信州アライアンス、ヒロシマ平和研究教育機構は国公私を越えた連携となっている。いずれの法人もまだ認可されてから日が浅く、成果の検証まではしばらく時間が掛かると考えられるが、今後の取組が注目される。一方で、連携、再編・統合は関係者に一時的な安堵感を与える効果はあるが、全体のパイの大きさが変わらない限り、大学の定員割れの問題が年々深刻化することには変わりがなく、規模の適正化のためには縮小や撤退しかない⁽¹²⁹⁾との指摘もある。また、設置者種別を越えた連携を図るとしても、「私学にはそれぞれ建学の理念がある。安易な野合は控えるべきだ」「大学間連携は各大学の思惑が一致せず、ウィンウィンの関係を作るのは容易ではない」といった声もあり⁽¹³⁰⁾、大学連携が全てを解決できるわけではないことは言うまでもない。

おわりに

少子化による18歳人口の減少が進む中、設置主体を問わず大学全体として在り方が問われるとともに、規模の適正化が必要とされている。公立大学は、地方公共団体が設置し地方に密着した特色のある教育・研究活動を行うことを目的としているが、卒業生が活躍する場に地理的境界はない。個々の大学がそれぞれに質の向上を図り学生にとって魅力ある教育を提供し、選ばれる存在となる必要がある。また、我が国全体の高等教育界の機能強化や全体としての底上げのために、国公私を設置者区分を問わず、時には役割分担を行い、時には連携を取って

学の学生や教員の受け皿となることも視野に入れた案であるとの指摘もある（「地域の国公立大連携の規制緩和を目的に文科省が新法人制度を提案」2018.4. Between 情報サイト <<https://between.shinken-ad.co.jp/detail/2018/04/syoraikosobukai.html>>）。

(126) 「大学等連携推進法人及び複数大学設置法人に係る教学上の特例について」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakukan/1292091.htm> 連携開設科目は、いわゆる単位互換（他大学等で修得した単位や大学以外の教育施設等による学修をもって自大学の授業科目の履修とみなす。）とは異なる（「複数大学設置法人及び大学等連携推進法人におけるQ&A」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakukan/1409399.htm>）。

(127) 清水一彦「大学等連携推進法人における連携開設科目の実践と課題—「大学アライアンスやまなし」の事例—」『名古屋高等教育研究』23号、2023.3、pp.36-38。

(128) 同上、p.39。

(129) 山本眞一「中教審まとめが暗示する高等教育の近未来（3）」『文部科学教育通信』589号、2024.10.14、p.47。

(130) 「大学 生き残りへカギは「連携」」『朝日新聞』2024.11.25。

くことが求められる。中教審の令和7年答申では、目指す未来像を一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ（well-being）の実現を核とした、持続可能な活力ある社会であるとした。そして、その実現のために高等教育が目指す姿とは、人の数と人の能力の掛け合わせで決まる「知の総和」を向上させることである、少子化が進行する中では、地域における教育機会の確保や機関間の連携等を通じた高等教育の機能強化が最も重要となる、特に、地方の高等教育機関が担う多面的な役割を考慮し、地域との連携を強化することが求められているとした⁽¹³¹⁾。公立大学が地域において果たす役割は今後ともより一層大きなものとなることを踏まえ、たゆまず改善の道を探る必要がある。

（あずま ひろこ）

(131) 中央教育審議会 前掲注(11), pp.4-5.